

岐阜県公報

第千八百三十七号
平成十九年四月十七日

(火曜日)

土地改良区の定款の変更認可

(恵那農林事務所) 三〇一

目次

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課) 二八六^{ページ}

告示

包括外部監査契約の締結 (行政改革課) 二八七

医療扶助のための医療担当機関の指定 (健康福祉政策課) 二八八

指定医療機関の廃止の届出 (同) 二八八

生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定 (同) 二八八

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出 (同) 二九一

生活保護法に基づく指定介護機関の名称等変更の届出 (同) 二九一

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二九二

解除予定保安林とする旨の通知 (同) 二九五

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二九五

保安林の指定予定 (飛騨農林事務所) 二九五

公示

鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催 (地球環境課) 二九六

落札者等に関する公示 (医療整備課) 二九六

公共測量の終了 (用地課) 二九七

指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更正相談所) 二九七

指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 二九八

土地改良区役員の退任及び就任 (可茂農林事務所) 三〇〇

土地改良区役員の就任 (同) 三〇〇

規 則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令」を「及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令」に改め、「及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）」を削る。

第三条第一項中、「次項に規定するもののほか」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、県内に居住し、又は県内に事務所を有する者で、貸付金の償還に足り得る資力があると認められるもの三人以上を保証人として立てなければならない。この場合において、申請者が法第二条第一項第六号、第七号又は第八号の規定による組合又はその連合会（以下「組合等」という。）であるときは、その組合等の理事で知事が指定するものを一人以上含まなければならない。

第六条第三項中「その事実が判明した日から、十日以内に新たに保証人を立て、知事の承認」を「速やかに、知事に届け出て、必要な指示」に改め、同条第四項中「借主」を「申請者又は借主」に改める。

第七条第一項中「借主（機構を除く。）」を「申請者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「借主」を「申請者又は借主」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 借主は、第十二条第一項の規定による契約をした後においても、貸付金に係る債務の履行を担保するため、知事から請求があつたときは、追加担保の提供をしなければならない。

ならない。

第八条の見出しを「（貸付予備申請等）」に改め、同条第一項中「貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認めたときは、申請者は、同日後においても貸付予備申請書及び診断申込書を提出することができる。

第八条第四項及び第五項を削る。

第九条を次のように改める。

（事業の認定等）

第九条 申請者は、前条第三項の規定による通知を受けた後、中小企業高度化事業に着手しようとするときは、知事が指定する期日までに中小企業高度化事業計画認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による中小企業高度化事業計画認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、中小企業高度化事業の着手を適当と認めるときは、事業を認定し、申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による認定に必要な条件を付することができる。

4 申請者は、第二項の通知を受けるまで、中小企業高度化事業に着手してはならない。

5 第二項の規定により事業認定を受けた者は、同項の規定による認定を受けた事業の内容を変更する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、中小企業高度化事業計画変更認定申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

一 総事業費が、事業認定時の金額を上回る場合

二 総事業費が、事業認定時の金額の二十パーセントを超えて下回る場合

三 事業に参加する組合員の入替等事業計画に著しい変更が生じた場合

第二十二條を第二十四條とする。

第二十一條を第二十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する貸付け）

第二十三條 法第十五條第一項第四号の規定に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務に対する資金の貸付けについては、別に定める。

第二十條を第二十一條とする。

第十九條第一項中「第十七條各号」を「第十八條各号」に改め、同條第二項中「第十七條第三号」を「第十八條第三号」に改め、同條を第二十條とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。
 第十六条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一号中「設置等の計画若しくは場所」を「設置の場所」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。
 (貸付けの決定等)

第十条 前条第二項の規定により事業認定を受けた者は、同項の規定による認定を受けた事業が完了し、貸付けを受けようとするときは、貸付けを受けようとする年度の知事が指定する期日までに貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による貸付申請書を知事に提出する際、次に掲げる書類(貸付申請書を提出する日前九十日以内に交付されたものに限る。)を添付しなければならない。この場合において、申請者が組合等であるときは、貸付けに関する事業に参加する中小企業者全員のものを添付しなければならない。
 一 岐阜県の県税(県において証明できない税目を除く。)について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がないことを証明する書類
 二 県内に事務所又は事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額(納税猶予に係るものを除く。)がないことを証明する書類

3 知事は、第一項の規定による貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付けを適当と認めるときは、貸付けを決定し、申請者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による決定に必要な条件を付することができる。
 別表利率(年利)の欄中「〇・九五」を「一・一〇」に改め、同表備考第一号力中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」

を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第十七条第二項に規定する認定特定事業計画」を「第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第九項に規定する特定事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同号三中「中小企業高度化事業」を「事業」に、「第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「第七条第七項に規定する中小小売商業高

度化事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同号四中「三の項から九の項まで」を「三の項、五の項から九の項まで」に改める。

別記様式中「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「第21条第1項」を「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「第20条」を「第21条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第三百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 契約の始期 平成十九年四月一日
 二 費用の算定方法 基本費用及び執務費用並びに実費を合算した額
 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い(ただし、必要に応じて前金払をする。)

四 契約の相手方 住所 岐阜市早田栄町二丁目四三番地

氏名 所 洋士
 資格 公認会計士

岐阜県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
名 竹内 医院	竹内 聡	関市下之保二八二五番地	平成一九・三・一
島袋 内科	島袋 盛一	関市下有知一二二〇一	同 一・一
アカシクリニック	明石 克彦	可児郡御嵩町上恵土字仙長一二八五一	同 四・一
伊藤 歯科 医院	伊藤 成章	中津川市太田町二四一七	同 一・一
ヒロ歯科クリニック	湯谷 洋未	安八郡神戸町瀬古一〇九三二	同 四・一
ドリーム調剤薬局 苗木店	株式会社コナミツクス	中津川市苗木七四一九三	同 三・一
服部 薬局 官前店	有限会社仁慶	瑞浪市官前町二二三六	同 同
ピノキオ薬局 可児店	ピノキオ商事株式会社	可児市中恵土字東欠一三〇七一	平成一九・四・一
さかえ調剤薬局	有限会社ながせ	本巣郡北方町加茂三〇八一二四	同 同

岐阜県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により次の指定医

居宅介護事業者等の名称

島袋 盛一

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
関市下有知一二二〇

サービスの種類
訪問看護

指定居宅介護事業所等の名称
島袋 内科

指定居宅介護事業所等の所在地
関市下有知一二二〇

指定年月日
平成一九・一・一

岐阜県知事 古田 肇

療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
名 竹内 医院	竹内 英次郎	関市下之保二八二五番地	平成一九・三・六
島袋 内科	医療法人社団島袋内科	関市下有知一二二〇一	平成一九・三・三
改田 医院	改田 一彌	飛騨市神岡町坂富町二〇三	同 同
下村 歯科 医院	下村 文男	安八郡神戸町神戸七三一	平成一九・三・二
福井 歯科 医院	福井 敬一郎	高山市国府町広瀬町一〇二五番地	平成一九・二・三〇
高山調剤センター 名田町薬局	たんばば薬局株式会社	高山市名田町二一一一	平成一九・一・三
ドリーム調剤薬局 苗木店	有限会社夢ドリム	中津川市苗木字室屋七四一九三	同 二・六

岐阜県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

医療法人志和会桃井病院
可児郡御嵩町中二二六
三番地
通所リハビリテーション
桃井病院デイケアセンター
可児郡御嵩町中二二六
三番地
同
三・一

医療法人志和会桃井病院
可児郡御嵩町中二二六
三番地
介護予防通所リハビリテーション
桃井病院デイケアセンター
可児郡御嵩町中二二六
三番地
同
同

医療法人志和会桃井病院
可児郡御嵩町中二二六
三番地
居宅介護支援事業
桃井病院デイケアセンター
可児郡御嵩町中二二六
三番地
同
同

岐阜県告示第三百十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。
平成十九年四月十七日
岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
指定居宅介護事業所等の名称
指定居宅介護事業所等の所在地
廃止年月日

医療法人社団島袋内科
一 関市下有知一二二〇
訪問看護
島袋内科
一 関市下有知一二二〇
平成一八・二・三一

医療法人社団島袋内科
一 関市下有知一二二〇
居宅療養管理指導
島袋内科
一 関市下有知一二二〇
同

岐阜県告示第三百二十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。
平成十九年四月十七日
岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
指定居宅介護事業所等の名称
指定居宅介護事業所等の所在地
変更年月日

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二九
訪問介護
ニチイケアセンター羽島
羽島市江吉良町一三六
七番地
平成一九・四・一

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二九
通所介護
ニチイケアセンター羽島
羽島市江吉良町一三六
七番地
同

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二九
居宅介護支援事業
ニチイケアセンター羽島
羽島市江吉良町一三六
七番地
同

株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二九
居宅介護支援事業
ニチイケアセンター羽島
羽島市江吉良町一三六
七番地
同

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	介護予防訪問介護	ニチイケアセンター羽島七番地	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	介護予防通所介護	羽島市江吉良町一三六七番地	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	訪問介護	各務原市蘇原申子町三三一	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	居宅介護支援事業	各務原市蘇原申子町三三一	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	介護予防訪問介護	各務原市蘇原申子町三三一	同
社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会	可児郡御嵩町御嵩二二三九	訪問介護	可児郡御嵩町御嵩二二三九	平成一七・四・一
社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会	可児郡御嵩町御嵩二二三九	居宅介護支援事業	可児郡御嵩町御嵩二二三九	同

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町大谷字蔵ノ上二九六、三二八から三三〇まで、三三二の一、三三二の二、三三二から三三四まで、字神野四二二の一、字志んの谷七九一の一〇から七九一の四一まで、七九一の四九、七九一の五〇、七九一の五二、字寺屋敷四三六の一、四三七、四三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (二) 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町大谷字小谷七五四の三四から七五四の三八まで、七五四の五四、七五

四の一・七五四の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字小谷七五四の一・七五四の三四から七五四の三六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町二本木字荒屋洞五七一の一から五七一の五まで、五八〇の五から五八〇の八まで

〇の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町駄吉字南ヶ洞七三七、七三六の一・七三六の二（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市河合町元田字滝ノ谷一五二の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町下野字北ノ峰二二八三の四、二二八三の五、二二八四、二二八六の一、

二二八六の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町瑞岩寺字岩高瀬四八一の一（次の図に示す部分に限る。）、字足打谷五二五の九（次の図に示す部分に限る。）、春日六合字村東三八六五、三八六八の一、三八六八の二、三八六九の一の一、三八六九の一の二、三八六九の二（次の図に示す部分に限る。）、字猿子場三八九七の二、三八九七の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩高瀬四八一の一、字足打谷五二五の九(次の図に示す部分に限る。)、字村東三八六五、三八六九の一の一、三八六九の一の二、三八六八の二・三八六九の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字猿子場三八九七の二(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
中津川市坂下字時鐘一四九六の二二・一五二四の三・一五二五の二〇(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
多治見市富士見町四丁目五一の一、富士見町五丁目一〇四の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 高山市上宝町岩井戸字山王平五五三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
 落石の危険の防止

三 指定実施要件
 立木の伐採を禁止する。

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

鳥獣保護区等指定に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)第二条第一項の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

日 時	場 所	案 件
平成十九年五月七日(月)午後二時	揖斐郡揖斐川町西横山四二〇 五 藤橋公民館	川尻特別保護地区(揖斐郡揖斐川町地内、面積一一八ヘクタール、存続期間十年)の指定について
平成十九年五月八日(火)午後一時	郡上市白鳥町白鳥三八一 白鳥地域振興事務所	初河特別保護地区(郡上市地内、面積一五〇ヘクタール、存続期間十年)の指定について
平成十九年五月	郡上市高鷲町大鷲一二四四	ひるがの高原特別保護地区

八日(火)午後三時三十分	八 たかす町民センター	(郡上市地内、面積三〇ヘクタール、存続期間十年)の指定について
平成十九年五月十四日(月)午後二時	多治見市上野町五 六八 一 東濃西部総合庁舎	虎渓山特別保護地区(多治見市地内、面積四一ヘクタール、存続期間十年)の指定について
平成十九年五月十五日(火)午前十一時	高山市上岡本町七 四六八 飛騨総合庁舎	城山特別保護地区(高山市地内、面積二四ヘクタール、存続期間十年)の指定について
平成十九年五月十五日(火)午後二時	飛騨市宮川町林五〇 一 宮 川町公民館	塩屋大谷特別保護地区(飛騨市地内、面積一一二ヘクタール、存続期間十年)の指定について

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 平成19年度岐阜県立多治見病院第1四半期分ボイラー用 燃料 重油 JIS1種1号 約400kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年2月1日
- 4 落札者を決定した日 平成19年3月23日
- 5 落札者の住所及び氏名 多治見市栄町2丁目70番地 罔洋商事株式会社 代表取締役 柴田 錦見
- 6 落札金額 54,390円/kg

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課兼財政担当
- (2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局横山ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局横山ダム工事事務所

二 作業種類

公共測量（水準・河川横断・深浅測量）

三 作業期間

平成十八年十一月二十九日から

同 十九年三月二十三日まで

四 作業地域

- 1 揖斐郡揖斐川町東横山地先から同郡同町東杉原地先まで
- 2 揖斐郡揖斐川町東横山地先から同郡同町広瀬地先まで

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
新田医院	加茂郡白川町中川四八八	内科	腎臓	更生	平成一九四一
松岡内科クリニック	大垣市新田町二一四	内科	腎臓	同	同
高井病院	土岐市妻木町一六五八	内科 泌尿器科	腎臓	同	同
医療法人社団慶桜会東可児病院	可児市広見一五二〇	内科	腎臓	同	同
医療法人中津川共立クリニック	中津川市駒場一六六六 一一二二二	内科	腎臓	同	同
公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	整形外科	整形外科	同	同
奥田整形外科	大垣市新田町一一一	整形外科	整形外科	同	同
綜合病院高山赤十字病院	高山市天満町三一一	消化器科	小腸	育成・更生	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	内科	小腸	同	同
サンシャインM&Dクリニック	瑞穂市本由一七四一	内科	腎臓	同	同
多治見歯科矯正クリニック	多治見市本町一八〇 校條ビル4階	矯正歯科	口腔	同	同
多治見クリニック	多治見市宮羽町二五一	内科	腎臓	同	同
太田整形外科	美濃市極楽寺七一	整形外科	整形外科	同	同
森川クリニック	恵那市長島町中野六一六	内科	腎臓	同	同
医療法人社団日新会城山病院	中津川市苗木三七二五二	内科	腎臓	同	同

国民健康保険 関ヶ原病院	田中矯正歯科 医院	医療法人社団 桃仁会羽島ク リニツク	総合病院中津 川市民病院	総合病院中津 川市民病院	総合病院中津 川市民病院	新可児クリニ ツク	医療法人白水 会白川病院	土岐白楊クリ ニツク	岐阜県厚生農 業協同組合連 合会岐北厚生 病院	赤井耳鼻咽喉 科医院	まつなみ健康 増進クリニツ ク	松波総合病院	特定医療法人 厚生会木沢記 念病院	花井整形外科	うめま東クリ ニツク	医療法人社団 豊正会大垣中 央病院	大垣市民病院	大垣市民病院
不破郡関ヶ原町大 字関ヶ原四九〇 二九	大垣市郭町三二 五	羽島郡笠松町門間 五七八一	中津川市駒場一五 二二	中津川市駒場一五 二二	中津川市駒場一五 二二	可児市下恵土五二 九四一	加茂郡白川町坂ノ 東五七七〇	土岐市肥田浅野朝 日町二三九	山県市高富一一八 七三	大垣市御殿町二 五	羽島郡笠松町泉町 一〇	羽島郡笠松町田代 一八五	美濃加茂市古井町 下古井五九〇	各務原市那加西市 場町四一一二	各務原市鷺沼東町 五七	大垣市見取町四 二	大垣市南類町四 八六	大垣市南類町四 八六
泌尿器科	矯正歯科	内科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	内科	内科	内科	内科	耳鼻咽喉科	内科	泌尿器科	泌尿器科	整形外科	内科	内科	脳神経外科	脳神経外科
腎臓	歯科矯正	腎臓	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	腎臓	腎臓	腎臓	腎臓	耳鼻咽喉科	腎臓	腎臓	腎臓	整形外科	腎臓	腎臓	脳神経外科	脳神経外科
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(薬局)

大垣市民病院	大垣市南類町四 八六	内科	腎臓	同	同
名 称	所在地	自立支援 医療の種類	育成・更生	平成 一九・四・一	指月 日定
ひばり薬局東神田店	不破郡垂井町東神田二二三	同	同	同	同
白鳥薬局	郡上市白鳥町白鳥一四四一一	同	同	同	同
有限会社ハシモト薬局 駅前店	多治見市本町一一二駅前プラザ テラ内	同	同	同	同
有限会社ハシモト薬局	多治見市新町一四九一	同	同	同	同
ないき調剤薬局	海津市海津町内記二〇七三	同	同	同	同
エース薬局広見店	可児市広見光山前八四七一〇	同	同	同	同
めいじまち薬局	多治見市明治町一五七七	同	同	同	同
シモタ薬局	多治見市宝町三三三一一	同	同	同	同
フリースト調剤薬局み ずほ店	瑞穂市十九条二四七一	同	同	同	同
フリースト調剤薬局そ はら店	各務原市蘇原花園町一五七七	同	同	同	同
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町加茂三〇八二二	同	同	同	同
ピノキオ薬局可児店	可児市中恵土字東欠一三〇七	同	同	同	同
さつき調剤薬局	可児市塩九一八一三	同	同	同	同
山中薬局太平店	多治見市太平町五二九	同	同	同	同
フジサワ薬局西友店	多治見市若松町一三四	同	同	同	同
フジサワ薬局バロー店	多治見市上山町一七五	同	同	同	同
フジサワ薬局西友店	多治見市若松町一三四	同	同	同	同
ドリーム調剤薬局苗木 店	中津川市苗木七四一九三	同	同	同	同
有限会社ハシモト薬局 音羽店	多治見市音羽町一二二	同	同	同	同

柏川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一二	同	同
こまくさ薬局大垣店	大垣市新田町二二〇一	同	同
ごうど調剤薬局	安八郡神戸町大字神戸一六七	同	同
しいのみ薬局	関市上白金一〇五一	同	同
ウシマル薬局	本巢市上保二二五七四	同	同
真正調剤薬局	本巢市下真桑五四四二	同	同
寺内高橋薬局	大垣市寺内町三四	同	同
有限会社三笠堂薬局	大垣市林町二二二	同	同
シンコー薬局土田店	可児市土田一三五六七杉山ビル一〇三号	同	同
いるか薬局	羽島市福寿町浅平五二六	同	同
森薬局グリーン・ロード店	本巢郡北方町小柳一一一七	同	同
ピノキオ薬局大垣店	大垣市林町四六四一清水ビル一階	同	同
かとう薬局	各務原市鵜沼東町六七九	同	同
赤い実調剤薬局	各務原市鵜沼各務原町三九五〇九	同	同
草みず木調剤薬局	各務原市鵜沼東町六九三	同	同
さるばば薬局	下呂市萩原町羽根四一一	同	同
浪花薬局	瑞浪市寺河戸町一〇七三	同	同
セガミ薬局	郡上市白鳥町白鳥一一七九一三	同	同
つくし調剤薬局	羽島郡笠松町田代一九〇三	同	同
ファースト調剤薬局関店	関市池田町九一	同	同
ファースト調剤薬局郡上八幡店	郡上市八幡町中坪一八三	同	同

(指定訪問看護事業者等)

益田調剤薬局	下呂市幸田一一九〇一	同	同
シンコー薬局鵜沼店	各務原市鵜沼東町一一〇四	同	同
平成調剤薬局小瀬店	関市小瀬字河戸前五五七二	同	同
たかや調剤薬局	本巢郡北方町高屋白木二六〇	同	同
サニー調剤薬局	大垣市荒尾玉池一四七	同	同
国枝薬局	大垣市友江一一五	同	同
井桁屋薬局	下呂市金山町金山二〇五二	同	同
井桁屋あさひ薬局	下呂市金山町金山二六〇〇二	同	同
コーヨー調剤薬局	可児郡御鷹町中二三四八八	同	同
スズキ薬局大新町店	高山市大新町五一	同	同
有限会社大林調剤薬局	高山市大新町五五四	同	同
谷汲調剤薬局	揖斐郡揖斐川町谷汲名札二五二二	同	同
なんのう調剤薬局	海津市南濃町太田二六六六	同	同
貴船薬局土田店	可児市土田戸走八八六一	同	同
アカツカ薬局	羽島郡笠松町田代四四六一	同	同
可茂調剤薬局	可児市土田一三五六七	同	同
ユタカ調剤薬局五町	郡上市八幡町五町三一二二五	同	同
ふくろう調剤薬局	美濃市殿町一三九六五	同	同
上中薬局	羽島市上中町長間一七三三二	同	同
美濃薬局	美濃加茂市古井町下古井二五五八一三	同	同

名 称	所 在 地	自立支援 の種類	年 月 日
高山訪問看護ステーション	高山市森下町一 二〇八高山市 山王福祉センター	育成・更生	平成一九・四・一
各務原訪問看護ステーション	各務原市那加桜町一 五九	同	同
下呂訪問看護ステーション	下呂市森八八三 一下呂福祉会館内	同	同
古川訪問看護ステーション	飛驒市古川町若宮一 一六六	同	同
Sun・サン訪問看護ステーション	山県市高富一 一八七 三	同	同
ひだ訪問看護ステーション	高山市西之一色町三 六四七 二四	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年 月 日
岐阜県厚生連業協同組合東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六	整形外科	整形外科	育成・更生	平成一九・四・一

(薬局)

名 称	所 在 地	医療の種類	年 月 日
		自立支援	

高山調剤センター名田町薬局	高山市名田町二 一一一	育成・更生	平成一九・一・三
ドリーム調剤薬局苗木店	中津川市苗木字室屋七四一九 三	同	同 二・三六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 退任年月日 役名 氏名 住 所
土 地 改 良 区 年 月 日 氏 名 住 所
川 辺 町 木 平 成 一 九 二 三 六 理 事 平 岡 三 朗 加 茂 郡 川 辺 町 石 神 八 七 八 番 地
川 辺 町 木 平 成 一 九 二 三 六 理 事 櫻 井 崇 加 茂 郡 川 辺 町 石 神 三 三 〇 番 地

就任した役員

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
白川町蘇原土地改良区	平成一九・三・元	理事	土井 充	加茂郡白川町赤河一三七九番地二八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を許可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
恵那市美濃東部土地改良区	平成一九・四・一七

平成十九年四月十七日印刷
平成十九年四月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社